

令和2年6月現在

薩摩フルートの会 会則

- 1 名称 この会は、薩摩フルートの会と称する。
- 2 目的 幅広い世代のフルート愛好家が集い、フルートオーケストラを通してアンサンブルの音楽性・技術の向上を高めあいながら親睦をはかること。
- 3 事業 この会は、前項の目的を遂行するために次の事業を行う。
 - ①自主演奏会の実施
 - ②国内内外のフルーティストによる演奏会、講習会の主催・共催及び後援
 - ③親睦会等の開催
 - ④その他、目的に必要な演奏
- 4 会員 この会は、その目的に賛同し入会金・年会費を納入期限までに納めて事務局に登録した者を会員とする。
- 5 入退会
 - ①入会希望者は申込み用紙に必要事項を記入し、入会金及び年会費を事務局指定口座へ入金すること。申込書は事務局へ提出、または郵送する。
 - ②本人から退会届を受理した時、または会の名誉棄損及び損害を与えた場合その会員を退会とする。
 - ③休会の場合は必ず休会届けを提出する。
- 6 役員 この会に次の役員を置く。
 - ・会長
 - ・副会長
 - ・事務局長
 - ・会計
 - ・ライブラリー
 - ・広報、記録
 - ・庶務
- 7 役員の仕事
 - ①会長はこの会を代表し、会議を召集するとともに、会議を統括し全責任を負うものとする。

- ②副会長は会長を補佐し、場合によっては会長の職務を代行する。
- ③役員は役員会議に出席しなければならない。
- ④事務局長は事務局役員を総括する。
- ⑤会計、ライブラリー、広報・記録、庶務の役員は、会務を分掌し執行する。

8 機関 この会は次の機関によって運営する。

総会は会員をもって構成する。原則として年1回開催し、次の事項を審議する。

- ①年間事業
- ②予算・決算
- ③役員・顧問などの選出
- ④会則の変更
- ⑤その他

9 役員会

役員会は、会長・副会長・事務局長・事務局員をもって構成する。

役員会は必要に応じて開催し、会務執行上の事項を審議する。

10 総会の成立・議決

- ①総会は会員の過半数をもって成立する。欠席により委任状を提出した場合のみ、これに含めるものとする。
- ②議決は出席者の過半数で決する。

11 会計

- ①この会は、年会費・入会金・臨時会費・事業費収入・寄付・その他の収入で運営し、一旦徴収した入会金及び年会費は途中退会の場合も返金しない。
- ②入会金は一律 2,000 円とし、年会費は一般 12,000 円・学生 8,000 円とする。
- ③初年度のみ入会月より年度末までの会費を月割りで納め、2年目からは年会費として上記の金額を等しく納めることとする。
- ④各事業の参加費または事業に関するチケットノルマは役員会で審議決定し、そのつど納めるものとする。
- ⑤この会の会計年度は、毎年4月1日から翌3月31日までとする。

12 細則 この会で購入した特殊管楽器は、演奏会で必要な場合、会員が使用できることとする。